東部地区復興まちづくり協議会

平成24年12月23日

本日の説明内容

1　あいさつ

2　これまでの取組み

　⑴ 復興まちづくりの進め方

　⑵ 住宅再建の希望登録集計結果

　⑶ 復興事業の進捗状況

3　復興事業計画について

　⑴ 都市計画決定･変更手続き

　⑵ 東部地区のまちづくり

　⑶ 東部地区のまちづくりにおける検討課題

　⑷ その他

4　質疑応答

1　あいさつ
2　これまでの取組み
⑴ 復興まちづくりの進め方
⑵ 住宅再建の希望登録集計結果
⑶ 復興事業の進捗状況
3　復興事業計画について
⑴ 都市計画決定･変更手続き
⑵ 東部地区のまちづくり
⑶ 東部地区のまちづくりにおける検討課題
⑷ その他
4　質疑応答

1　あいさつ

2　これまでの取組み

⑴ 復興まちづくりの進め方

⑵ 住宅再建の希望登録集計結果

⑶ 復興事業の進捗状況

3　復興事業計画について

⑴ 都市計画決定･変更手続き

⑵ 東部地区のまちづくり

⑶ 東部地区のまちづくりにおける検討課題

⑷ その他

4　質疑応答

2　これまでの取組み

復興まちづくりの進め方

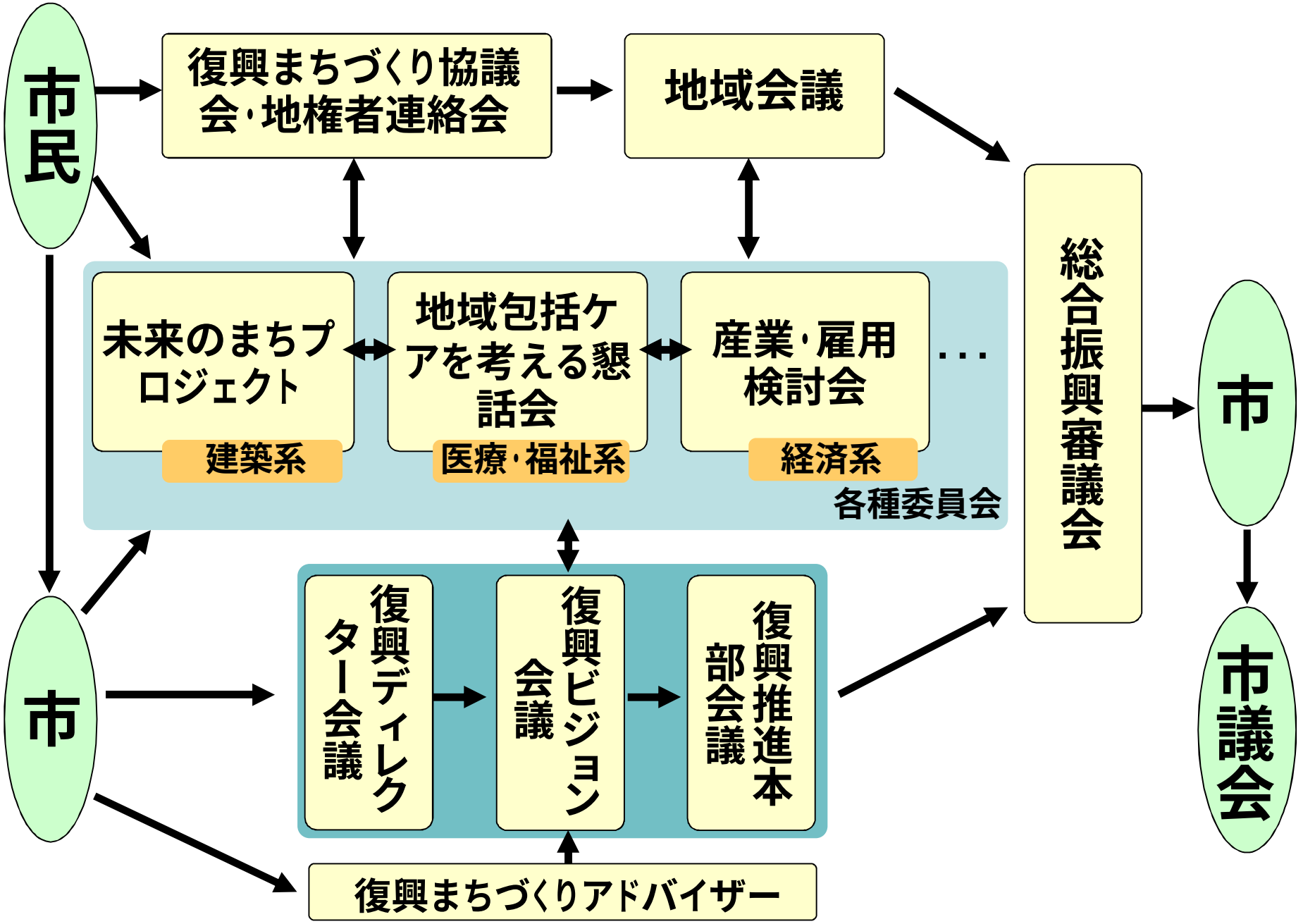

住宅再建の希望登録

東部地区

発送数１,５２３世帯　　回収数９９９世帯

B票 (土地区画整理事業による再建)	６０６世帯
C票 (災害復興公営住宅入居希望)	３９３世帯

地区内再建希望		２８６世帯	
地区外再建希望		１３９世帯	
市外再建希望		５４世帯	
その他･不明		１２７世帯	
			従前計画戸数
地区内(集合)	天神町	２０８世帯	４０戸
	中心部	３４１世帯	８０戸
地区外･不明		ー世帯	

※地区外からの希望世帯（１５６世帯）を含む

復興事業の進捗状況

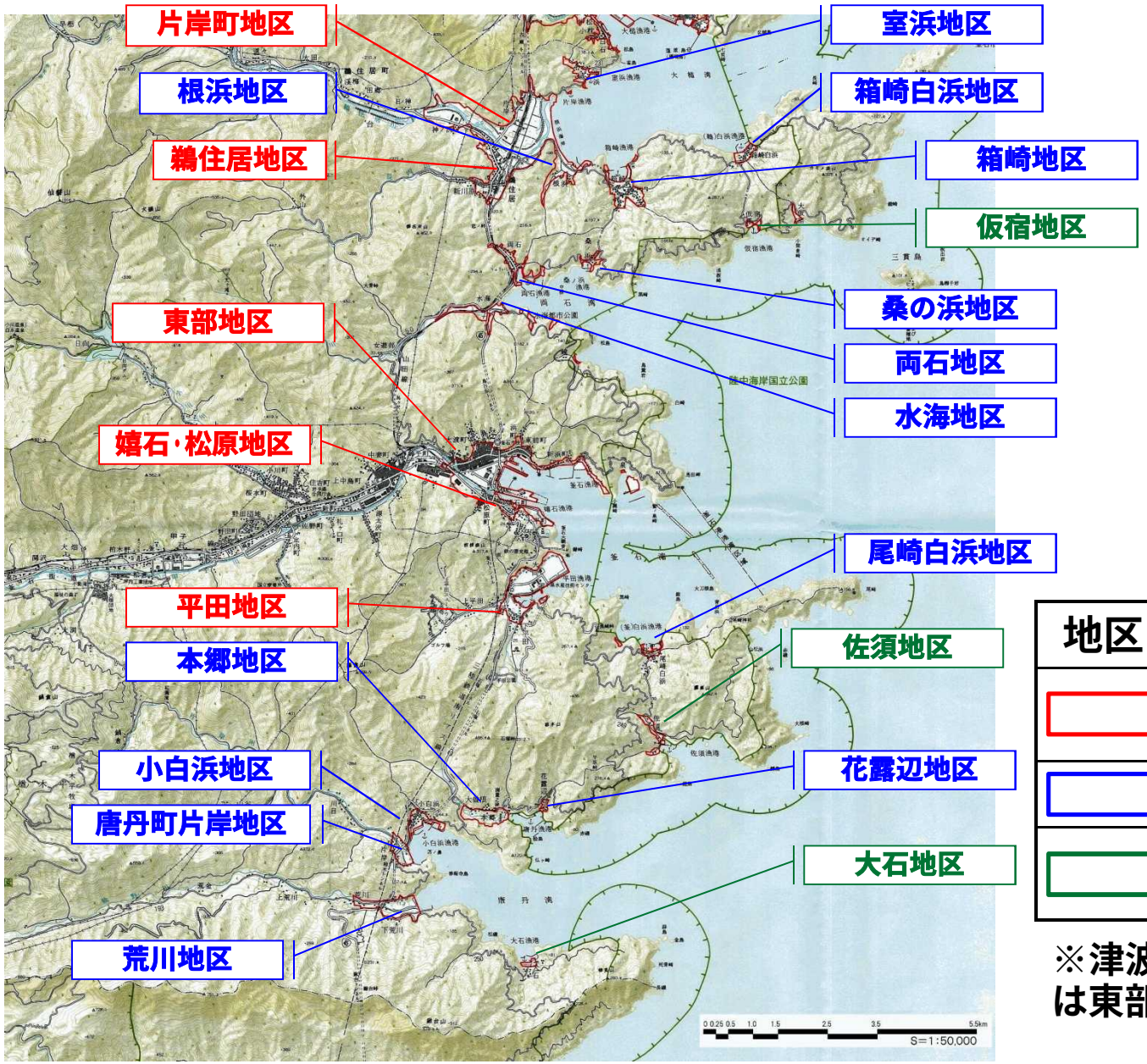

地区	事業名
	区画整理事業、津波復興拠点整備事業
	防災集団移転促進事業
	漁業集落防災機能強化事業

※津波復興拠点整備事業は東部、鵜住居地区のみ

復興事業の制度紹介

○防災集団移転促進事業

事業の概要

住宅の集団移転先として、高台や造成地などに住宅団地を整備します。移転元の土地は住宅地として利用できなくなります。

各世帯の事情により、この住宅団地ではなく、災害復興公営住宅などに入居することも可能です。

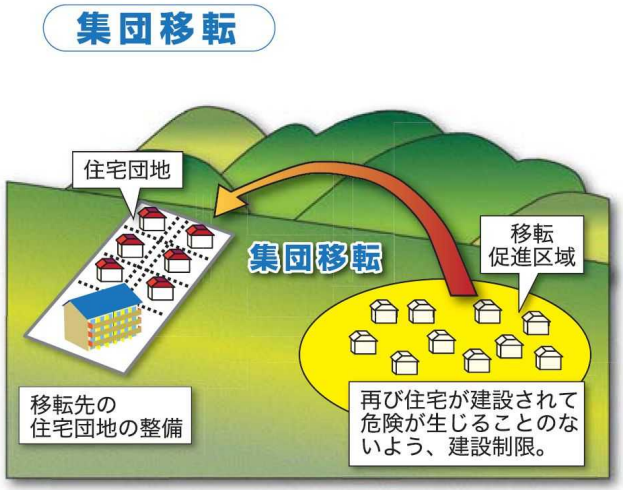

○区画整理事業

事業の概要

土地区画整理事業は、都市計画区域内の地域で、道路・公園などの公共施設や皆さんの土地を安全で利便性の高いものにするために、公共施設の整備改善や土地の区画形質の変更・集約化を行う事業です。

市は、この制度を被災地区の復興まちづくりへ活用することを検討しています。

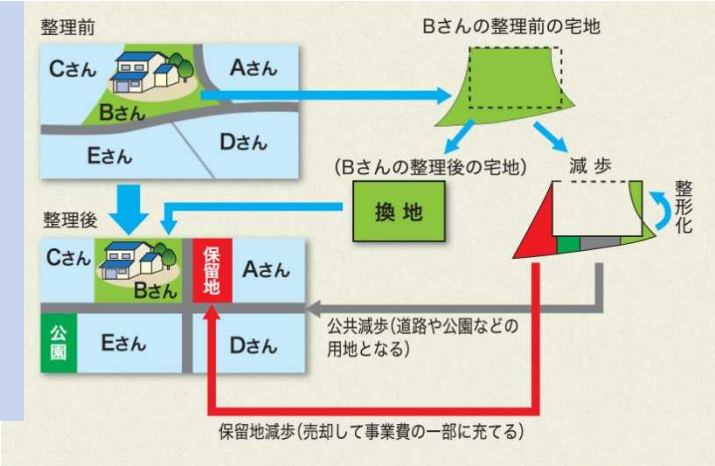

復興事業の制度紹介

○津波復興拠点整備事業

今後津波が発生した場合においても、都市機能を維持するための拠点として防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため主要な公共施設等を整備する事業です。基本的に市が土地を買収して進めていきます。

○鵜住居地区

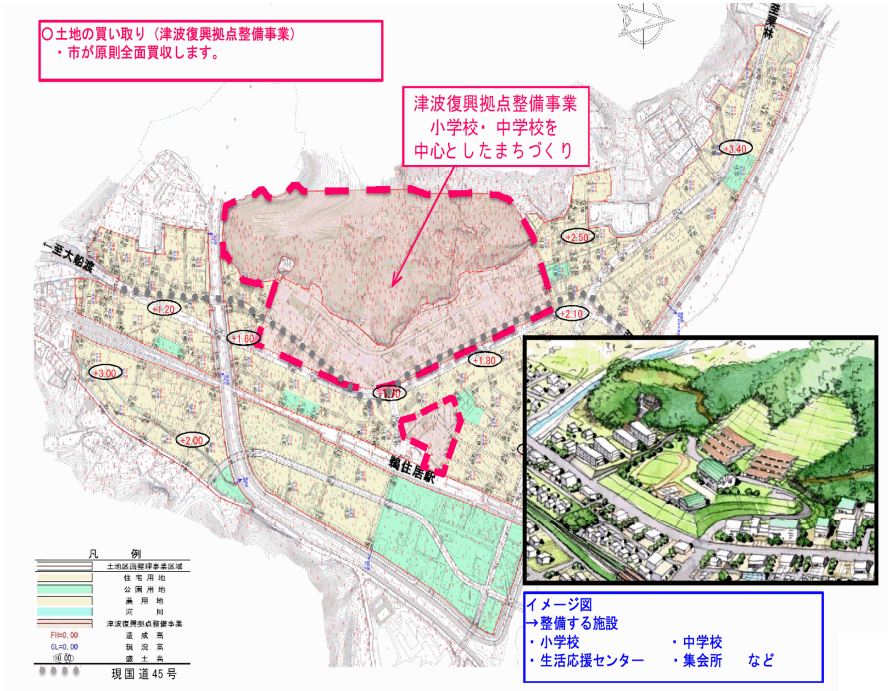

○東部地区

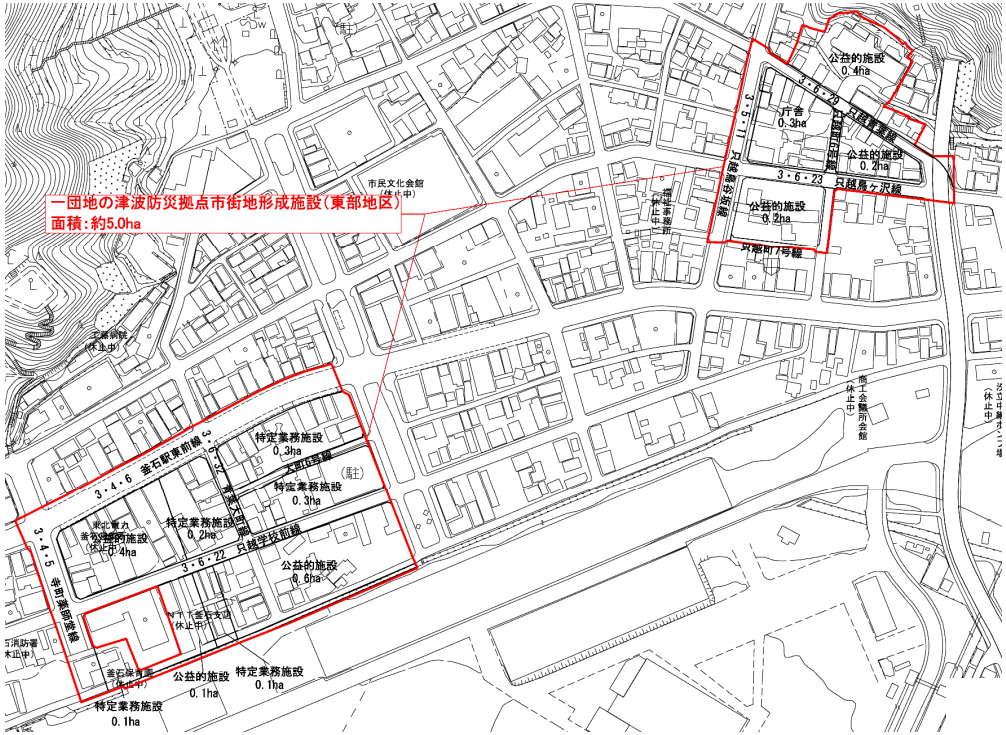

防災集団移転促進事業・漁業集落防災機能強化事業スケジュール（案）

計画策定・合意形成	平成23年10月～
↓	
調査・測量・設計	平成24年4月～平成25年3月
↓	
防災集団移転促進事業大臣同意	平成24年　6月　1地区 平成24年　9月　7地区 平成24年10月　3地区
↓	
漁業集落防災機能強化事業	平成24年6月～交付金申請　13地区
↓	
用地境界確認	平成24年10月～平成24年11月
↓	
地権者連絡会	平成24年11月
↓	
不動産鑑定・用地買収	平成24年11月～平成25年5月
↓	
造成工事・道路工事等	平成25年1月～

土地区画整理事業のスケジュール

計画策定・合意形成	平成23年10月～
↓	
調査・測量・設計	平成24年5月～平成25年3月
↓	
都市計画決定	平成24年11月
↓	
事業計画認可	平成25年　2月
↓	
審議会選挙等	平成25年4月～
↓	
換地設計	平成25年3月～
↓	
仮換地指定	平成25年上期
↓	
建物等の移転・工事	平成25年下期～平成30年3月
↓	
換地処分	平成26年1月～

復興事業実施スケジュール（案）

※進捗状況に応じて前後します

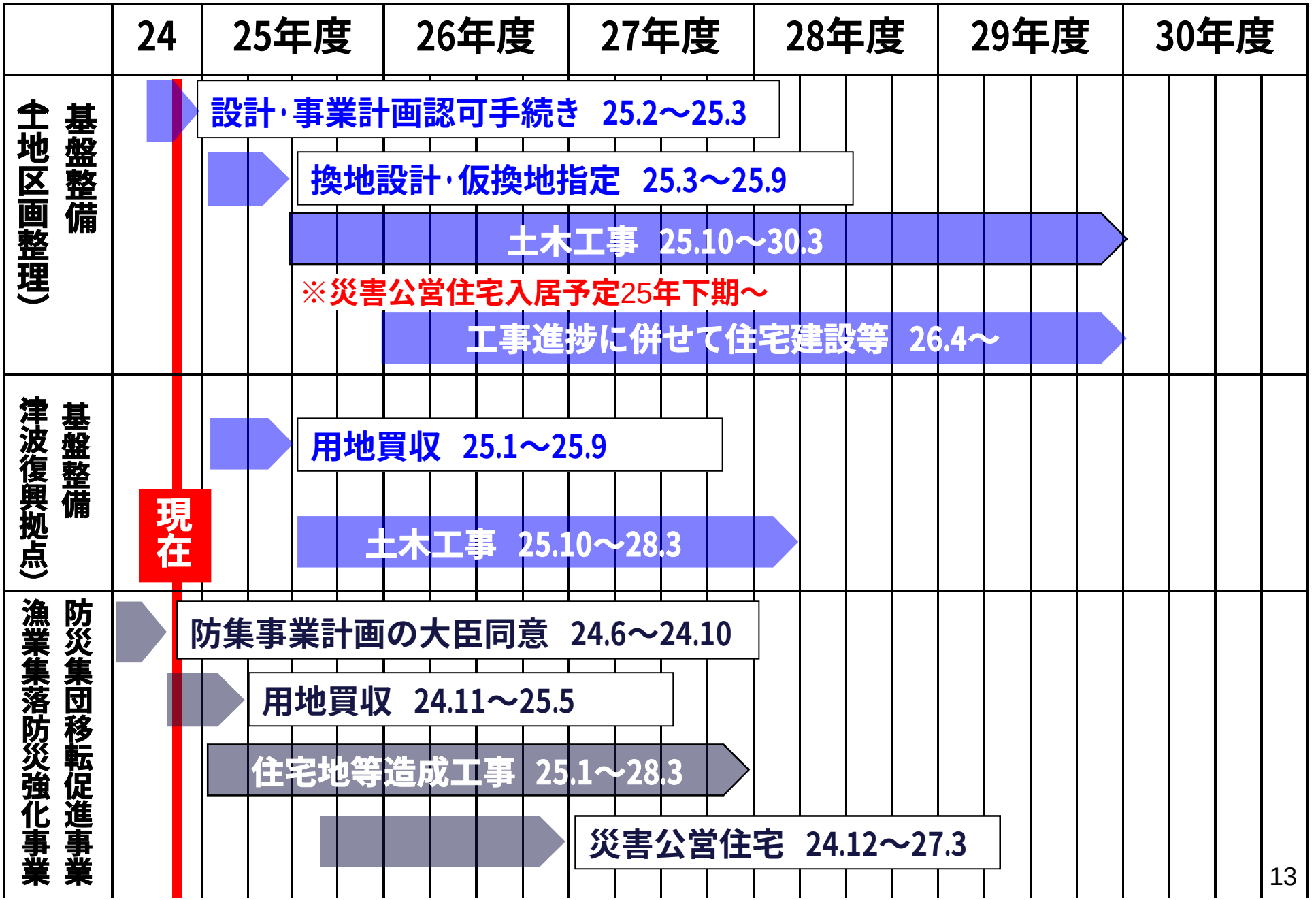

災害危険区域に関する条例について

【これまでの取組及び今後のスケジュール案】

時　期	取組み内容
平成23年　4月	被災地域のおける建築自粛のお願い
平成24年　4月	被災地域のおける各種建築規制についての説明会開催
7月	被災市街地復興推進地域※1の都市計画決定
12月	釜石市災害危険区域に関する条例の制定
平成25年　1月 ～　3月	土地利用計画の確定、災害危険区域の設定の検討
3月	災害危険区域の指定(協議会等にて合意形成)

※1 被災市街地復興推進地域とは？

復興事業に関する都市計画が定められるまでの間、復興事業の実施に支障となる建築行為等を制限するため、都市計画に定める地域のこと。(平成２５年３月１０日まで)

建築規制･制限のイメージ図

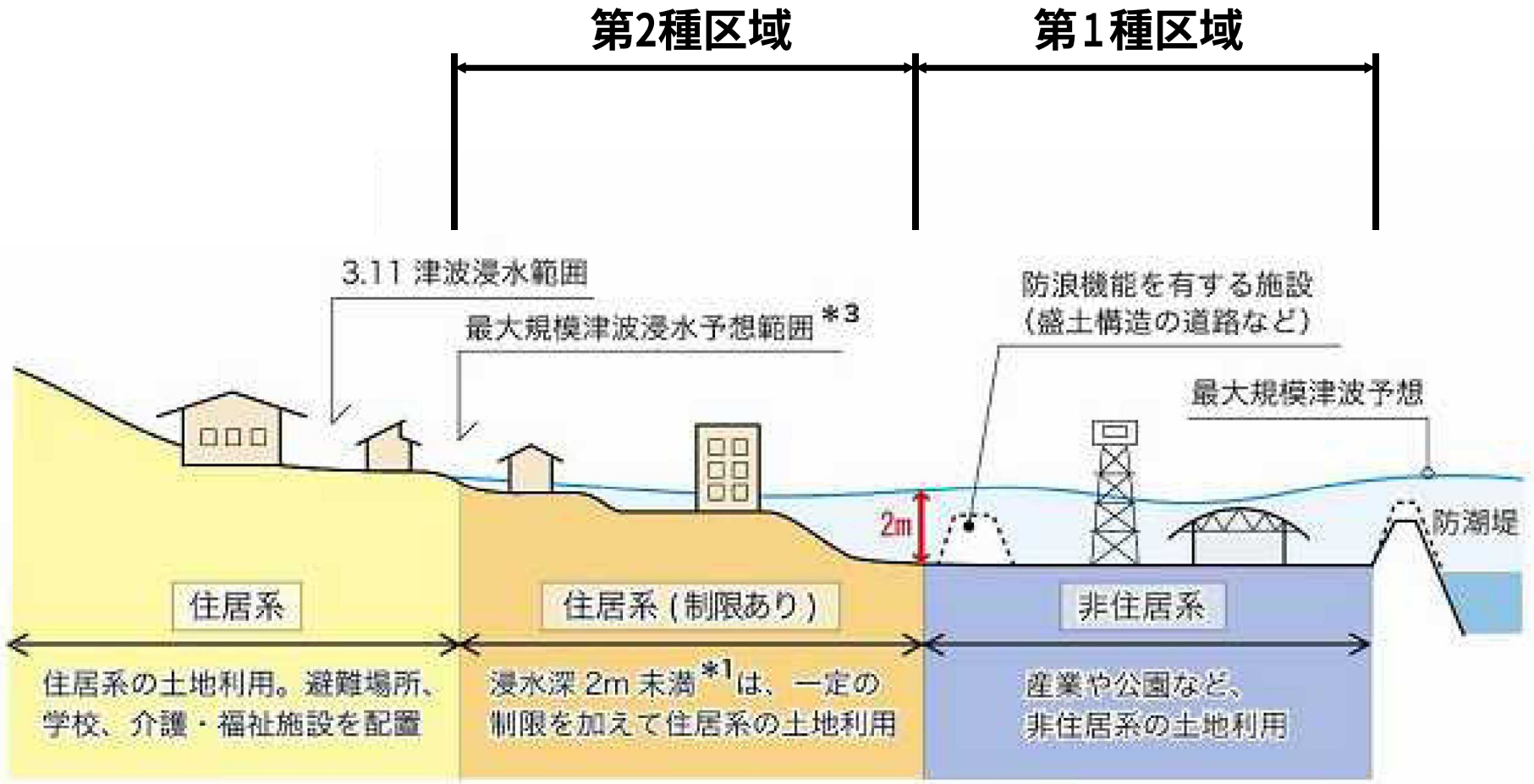

建築規制･制限の種類と概要

―第1種区域― 災害危険区域移転後の土地の建築規制	集団移転等が計画されている地区において、居住に適当でない区域については、再び住宅が建設されることがないように、条例により住居の建設を禁止します。
―第２種区域― 災害危険区域浸水が想定される地区の建築規制 （将来の復興後の建築規制）	復興事業後も津波の浸水が想定される区域においては、住居に関して一定の制限を課すことで安全性を確保して復興後のまちづくりを行います。このため、条例により建築制限を行います。

1　あいさつ

2　これまでの取組み

　⑴ 復興まちづくりの進め方

　⑵ 住宅再建の希望登録集計結果

　⑶ 復興事業の進捗状況

3　復興事業計画について

　⑴ 都市計画決定･変更手続き

　⑵ 東部地区のまちづくり

　⑶ 東部地区のまちづくりにおける検討課題

　⑷ その他

4　質疑応答

3　復興事業計画について

⑴ 都市計画決定･変更手続き

復興事業の進捗状況　－事業のスケジュール－

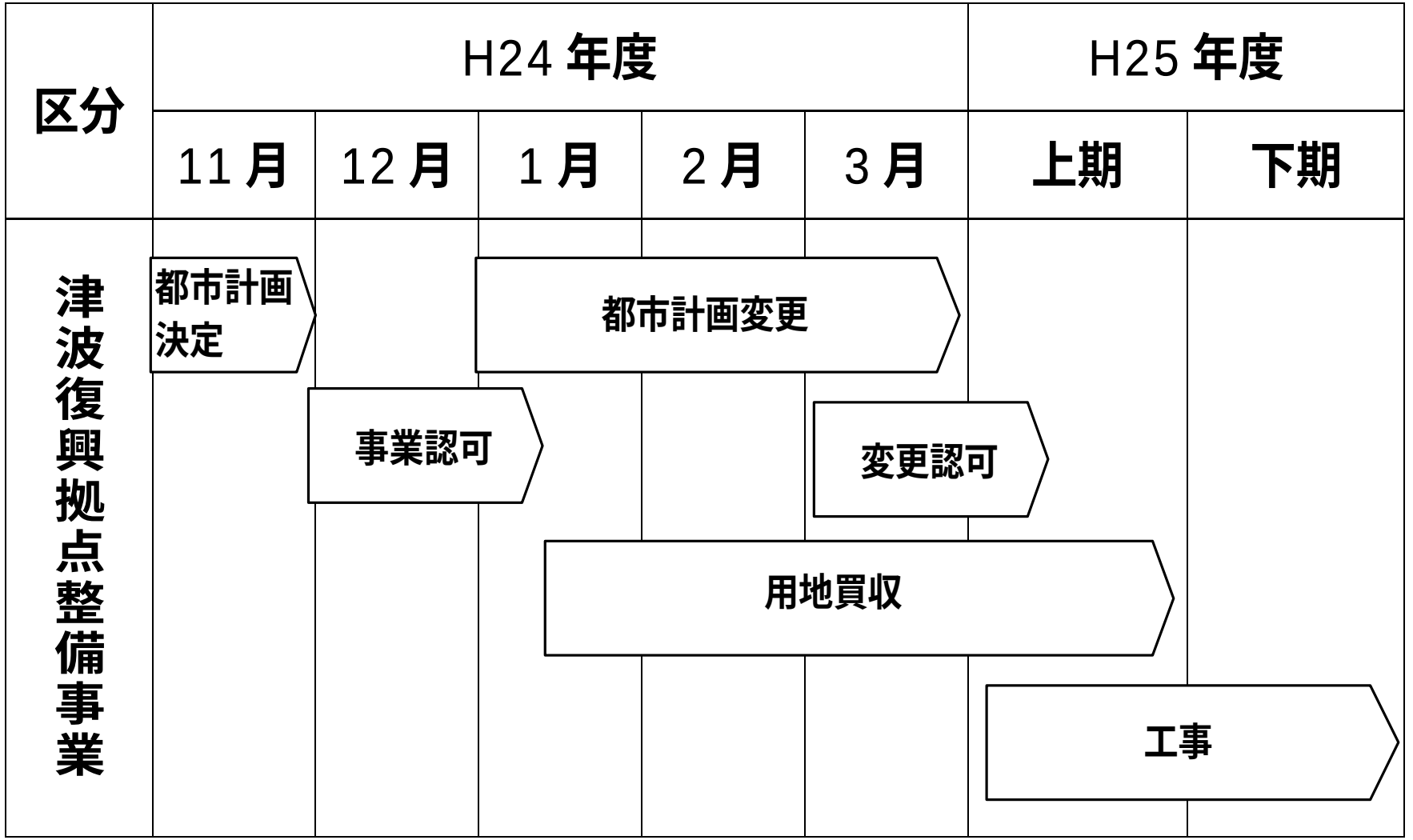

津波復興拠点事業の手続き

- **事業認可申請（県知事認可）**

  鵜住居、東部

  H24.12**認可申請手続き協議中**

- **都市計画変更、事業認可変更申請**

  鵜住居、東部

  H25.3**予定**

事業認可申請 (東部)

釜石都市計画
一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区） 平面図（都市計画図）

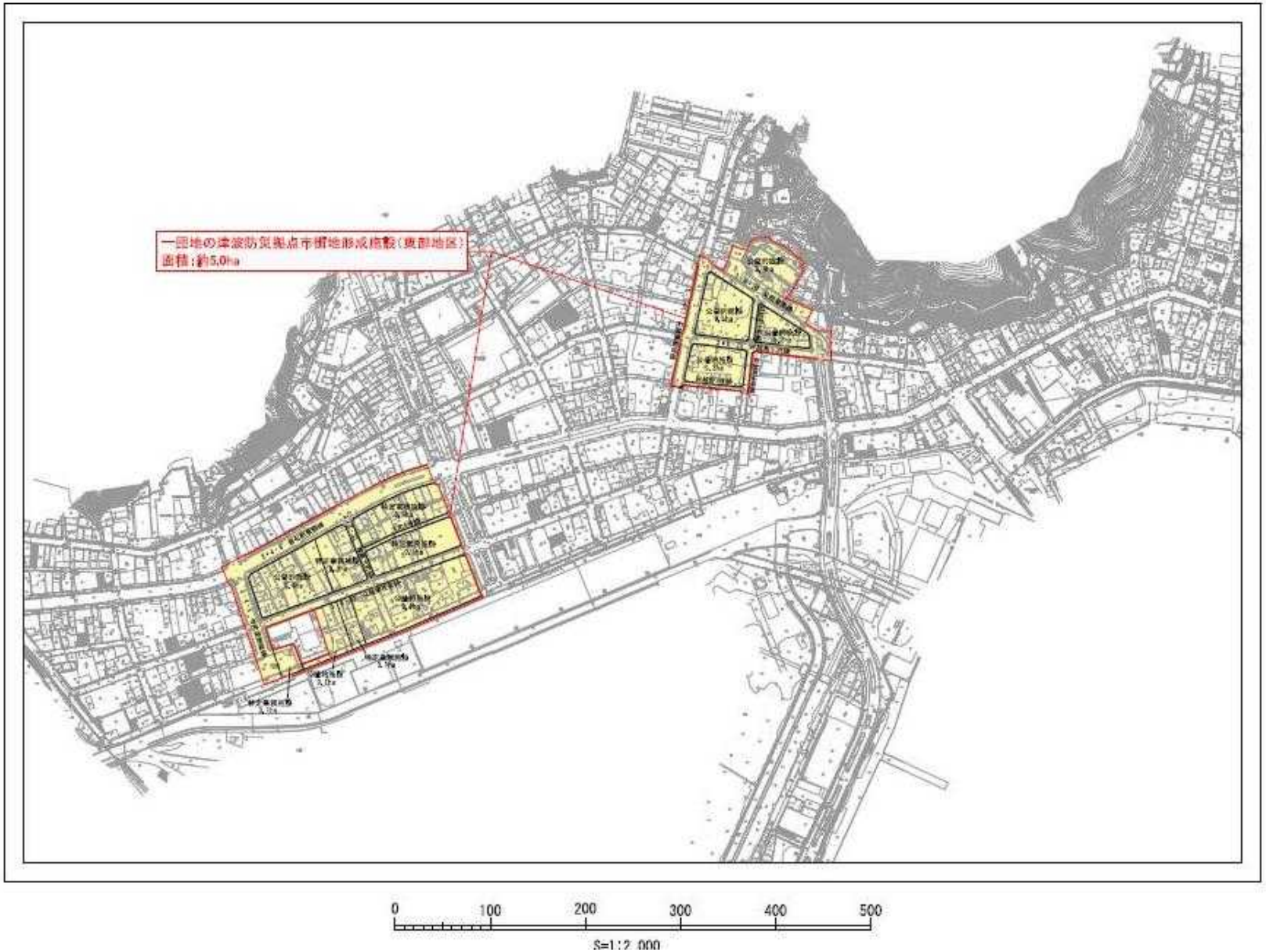

釜石都市計画
一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）計画図

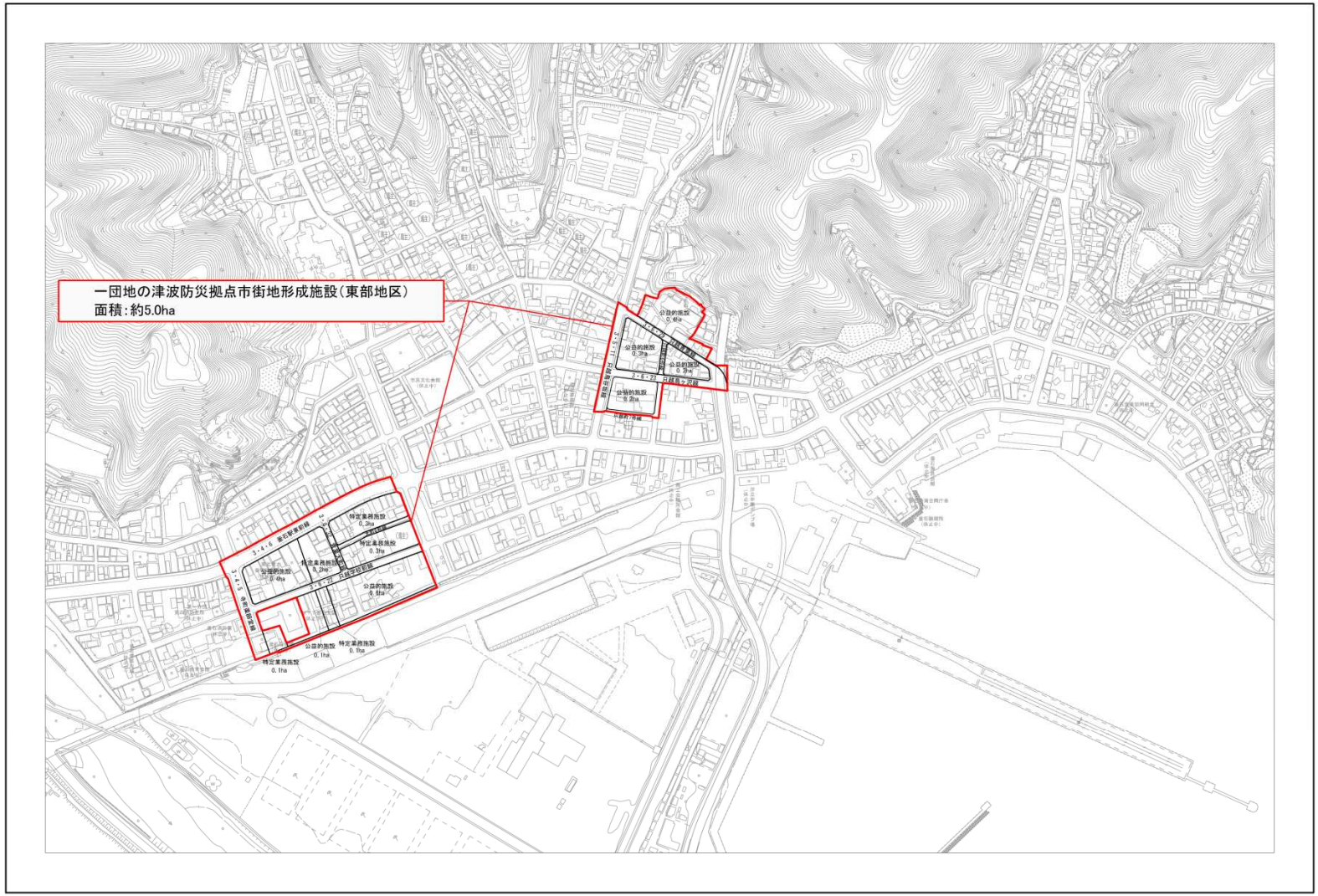

3　復興事業計画について

（2）　東部地区のまちづくり

東部地区　　復興まちづくり

①
まちづくりの方向性

・市の中心拠点とし、商業施設の集約、行政機能の再構築、魚市場整備と併せた魚河岸地区のにぎわいづくりの推進。
・回遊性・利便性を高め、交流人口拡大による地域の振興。

3つのプロジェクトの展開

フロントプロジェクト1

→ ・大型商業施設を核とした新たな商業空間の整備
・公共施設、災害復興公営住宅、市民文化会館等の整備

フロントプロジェクト2

→ ・防災機能や備蓄機能を備えた新市庁舎の建設

フロントプロジェクト3

→ ・新魚市場や水産資源を活用した拠点整備、魚河岸地区のにぎわい創出

東部地区

②復興まちづくり事業

◆安全・安心の確保

・都市基盤整備、湾口防波堤・公共ふ頭等港湾施設の復旧、防潮堤・水門・グリーンベルトの整備、中番庫地区への新たなアクセス道の整備

・津波避難場所の整備とネットワーク化、下水道の再整備、見守り等地域ネットワークの構築

◆公共施設の整備

・災害復興公営住宅、幼保一体型こども園の複合整備、鈴子地区への消防庁舎整備

・新市庁舎の整備、市民文化会館、集会施設、消防屯所の整備

◆産業の再生

・既存産業の復旧・復興、雇用の場の確保、大型商業施設と併せた新たな商業空間の整備

・新魚市場の整備と魚河岸地区水産資源活用拠点、ウオーターフロントにぎわい拠点整備

・臨港地区の機能復旧と利用促進

◆震災メモリアルの継承

・震災メモリアルパークの整備検討

東部地区全体計画図（案）（イメージ図）

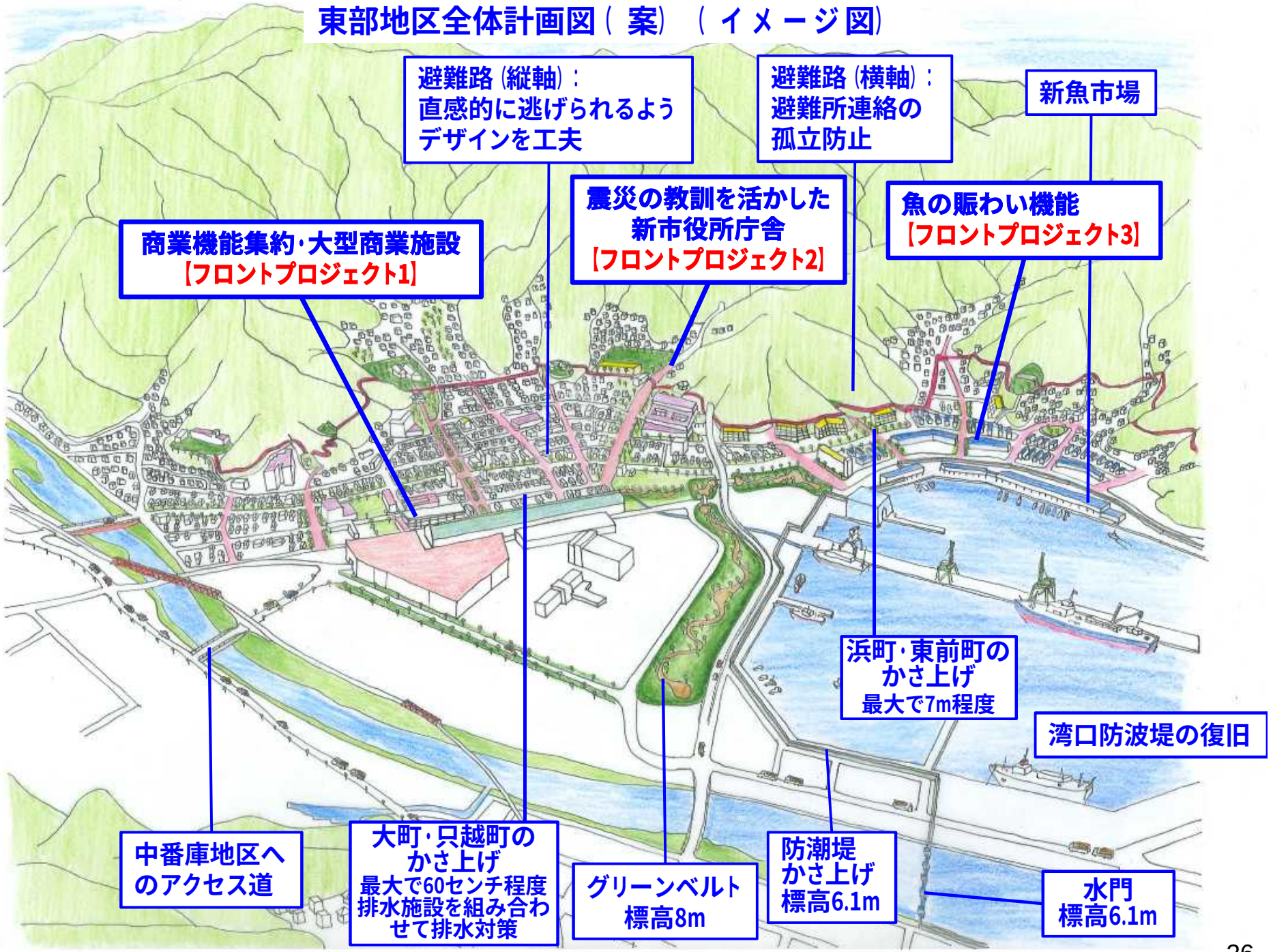

フロントプロジェクト１（案）（イメージ図）

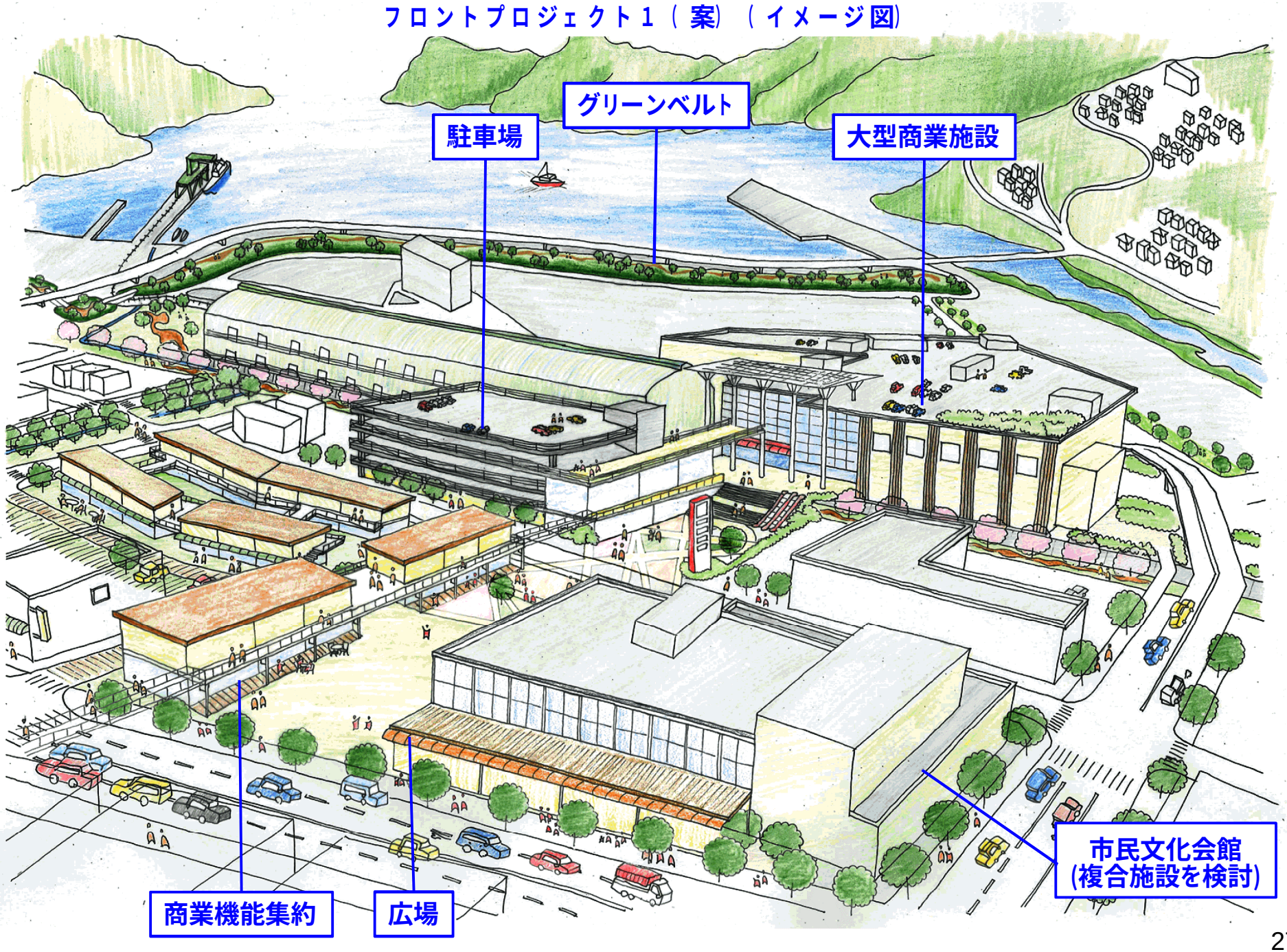

フロントプロジェクト１（案）（イメージ図）

※ 東部地区を釜石の拠点として再生し、賑わいを呼び込んでいくため、
今後、事業主、土地権利者、専門家などと更に検討を深めていきます。

フロントプロジェクト2（案）（イメージ図）

フロントプロジェクト３（案）（イメージ図）

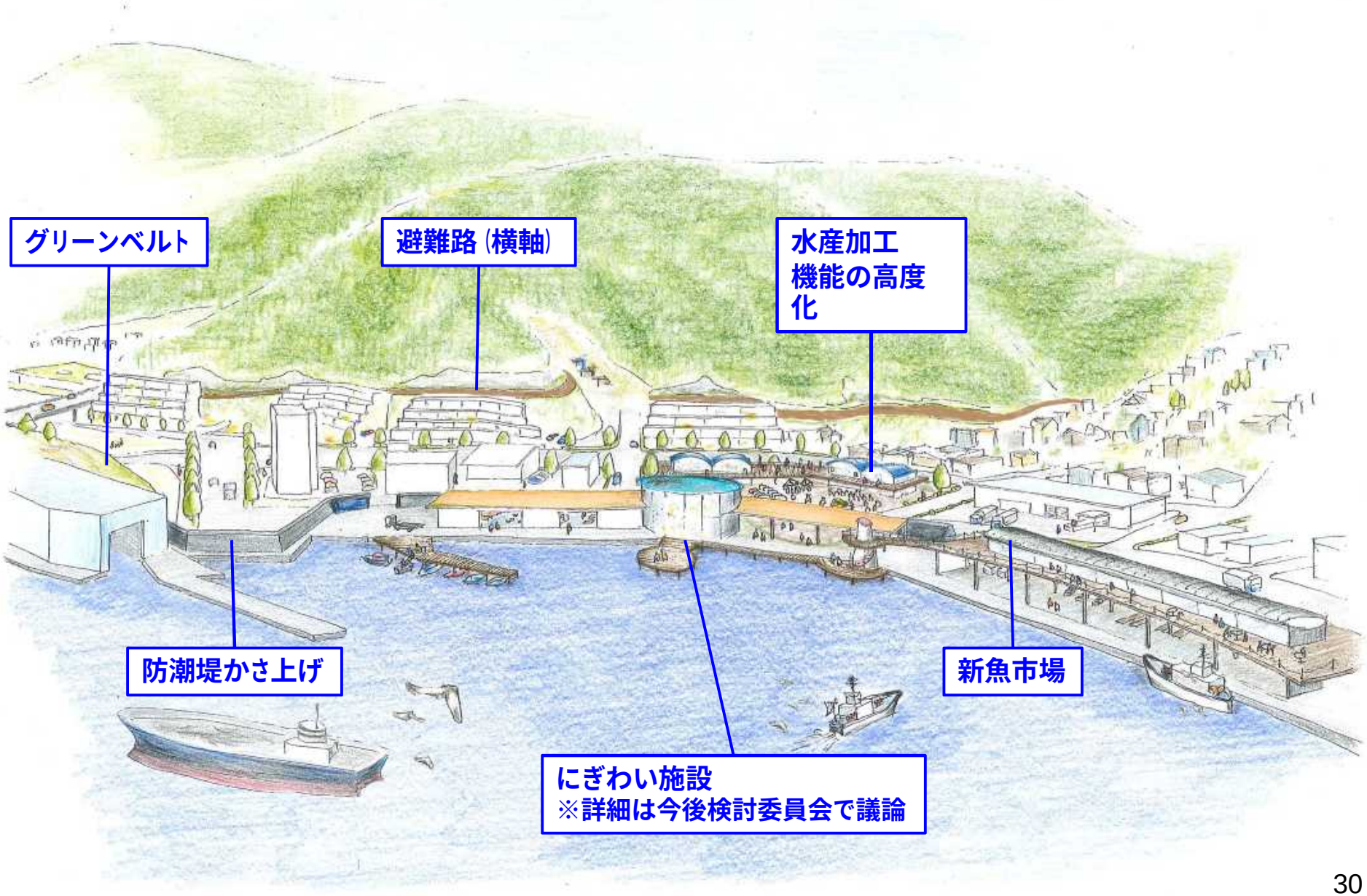

フロントプロジェクト３（案）（イメージ図）